

広島県給水設備保守点検業務共通仕様書(平成 28 年版)

第 1 章 一般事項

第 1 節 一般事項

1 適用

- (1) 本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は，建築物の給水設備に関する点検，清掃及び保守に適用する。
- (2) 共通仕様書に規定する事項は，別の定めがある場合を除き，受注者の責任において履行すべきものとする。
- (3) 給水設備保守点検業務に係る契約図書は以下によるものとし，相互に補完するものとする。ただし，契約図書間に相違がある場合の優先順位は，次のアからエの順番とし，これにより難しい場合は，5「質疑に対する協議等」による。
 - ア 契約書
 - イ 質問回答書
 - ウ 特記仕様書（図面，機器リストを含む）
 - エ 共通仕様書
- (4) 共通仕様書の規定は，別の定めがある場合は適用しない。

2 業務目的

本業務は，給水設備について専門的見地から点検又は測定等により劣化及び不具合の状況を把握し，保守の措置を講ずることにより，所定の機能を維持し，事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。

3 用語の定義

契約図書において用いる用語の定義は，次による。

- (1) 「施設管理担当者」とは，建築物等の管理に携わる者で，保全業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。
- (2) 「受注者等」とは，当該業務契約の受注者又は受注者側の業務責任者をいう。
- (3) 「業務責任者」とは，業務を総合的に把握し，業務を円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で，現場における受注者側の責任者をいう。
- (4) 「業務担当者」とは，業務責任者の指揮により業務を実施するもので，現場にお

ける受注者側の担当者をいう。

- (5) 「業務関係者」とは、業務責任者及び業務担当者を総称していう。
- (6) 「施設管理担当者の承諾」とは、受注者が施設管理担当者に対し書面で申し出た事項について、施設管理担当者が書面をもって了解することをいう。
- (7) 「施設管理担当者の指示」とは、施設管理担当者が受注者等に対し業務の実施上必要な事項を、書面によって示すことをいう。
- (8) 「施設管理担当者との協議」とは、協議事項について、施設管理担当者と受注者等とが合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (9) 「施設管理担当者の確認」とは、業務の各段階で、受注者が実施した業務について、施設管理担当者が、立会い又は提出された報告に基づき、その事実を認知することをいう。
- (10) 「施設管理担当者の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議及び確認を行うため、施設管理担当者がその場に臨むことをいう。
- (11) 「特記」とは、「1 適用」の(3)のア、イ及びウに指定された事項をいう。
- (12) 「業務検査」とは、契約書に規定するすべての業務の完了の確認、又は、毎月の支払いの請求に関わる業務の終了の確認をするために、発注者が指定した者が行う検査をいう。
- (13) 「作業」とは、点検、保守、清掃をいう。
- (14) 「必要に応じて」とは、これに続く事項について、受注者等が作業の実施を判断すべき場合においては、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて対処すべきことをいう。
- (15) 「原則として」とは、これに続く事項について、受注者等が遵守すべきことをいう。ただし、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合は他の手段によることができる。
- (16) 「点検」とは、給水設備等について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (17) 「定期点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいう。
- (18) 「臨時点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が、台風、暴風雨、地震等の災害発生直後及び不具合発生時に臨時に行う点検をいう。
- (19) 「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。
- (20) 「清掃」とは、汚れを除去することにより、快適な環境を保つための作業をいう。
- (21) 「関係法令等」とは、業務の実施に当たり守るべき法令及び条例並びに規則、そ

の他行政機関が公示し、又は発する基準、指針、通達等をいう。

- (22) 「管理標準」とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律第 5 条に基づく判断基準に従い、エネルギー消費設備の運転・監視、計測・記録及び保守・点検について自ら定めたマニュアルをいう。

4 受注者の負担の範囲

- (1) 契約図書及び契約図書において適用することが定められている図書類のうち、業務の施行に必要なものは受注者の負担において整備する。
- (2) 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
- (3) 関係法令等に基づく官公庁その他の関係機関への必要な届出手続、検査手数料に関する事項については、特記による。
- (4) 関係法令等に基づく官公庁その他の関係機関の検査又は契約書に定める検査を受検するに当たっては、その検査に必要な資機材、労務等を提供し、これに直接要する費用は受注者の負担とする。
- (5) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (6) 保守に必要な消耗品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。ただし、特記により発注者が支給するものと定めるものは除く。
- (7) 清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。
- (8) 業務の報告書等の用紙及び消耗品は、受注者の負担とする。
- (9) 業務の性質上当然実施しなければならないもの及び軽微な事項で、契約図書に記載のない附随業務は、受注者の負担において行う。

5 質疑に対する協議等

- (1) 契約図書の定められた内容に疑義が生じた場合は、施設管理担当者と協議する。
- (2) (1) の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更を行う場合は、受注者および発注者の協議による。
- (3) (1) の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更に至らない場合においても協議の内容は、第 2 節 5 「業務の記録」(1) の規定による。

6 報告書の書式等

報告書の形式は、別に定めがある場合を除き、施設管理担当者の指示による。

7 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

第2節 業務関係図書

1 業務計画書

業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成、施設管理担当者へ提出し、承諾を受ける。ただし、軽微な業務の場合において施設管理担当者の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 作業計画書

業務責任者は、業務計画書に基づき作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、業務担当者名、安全管理等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に施設管理担当者の承諾を受ける。

3 緊急対応連絡表

緊急時における連絡先を明確にしておく。

4 貸与資料

業務に関する資料は、貸与又は閲覧することができる。なお、貸与期間は2週間を限度とし、施設管理担当者の許可を受けるものとする。

5 業務の記録

- (1) 施設管理担当者との協議した場合は、協議内容を記録し提出する。
- (2) 点検、保守等を実施した場合には、その内容、結果を記録しておくこと。記録について、施設管理担当者より請求された場合は、提出又は提示する。

第3節 業務現場管理

1 業務管理

契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。

2 業務責任者

- (1) 受注者は、業務責任者を定め施設管理担当者に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務責任者は、業務担当者に作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。
- (3) 業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

3 業務条件

- (1) 業務を行う日及び時間は、特記による。
- (2) 契約図書に定められた業務時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

4 環境衛生管理体制

別契約業務等で建築物環境衛生管理技術者が定められている場合は、その監督下において、衛生的環境の確保に努める。

5 業務の安全衛生管理

- (1) 業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令にしたがって行う。
- (2) 業務責任者は作業従事者に労働安全衛生法に基づく安全教育等の措置を講じること。
- (3) 業務の実施に際し、アスベスト又はPCBを確認した場合は、施設管理担当者に報告する。

6 支給品等の管理

支給された消耗品又は貸与された資機材等がある場合は、管理台帳等を作成するとともに、適時、現在数量を確認し、盗難、紛失、損傷等のないよう、適切な管理を行う。

7 危険防止の措置

- (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置をとり、事故防止に努める。
- (2) 高所、通路上における作業の場合は、職員、施設来所者の安全を確保するための措置を講じる。
- (3) 業務を行う場所又はその周辺に第三者がいる場合又は立入るおそれがある場合には、施設管理担当者に報告するとともに、危険防止に必要な措置をとること。また、関係者以外の当該場所への立入りは、原則、禁止とすること。

(4) 業務終了後は施錠確認を徹底すること。

8 緊急時の措置

災害及び事故等が発生した場合は、人命の安全確保を優先し、適切な措置をとるとともに施設管理担当者に連絡し、二次災害の防止に努める。事後、速やかにその経緯を施設管理担当者に報告する。

9 別契約の関連委託、関連工事等

当該施設に関する別契約の受注者又は工事請負者等と相互に協力し合い、当該施設の保全に関して円滑な進行を図る。特に災害及び事故等の緊急時には、連携し、適切な措置を速やかに行うものとする。

10 火気の取扱い

作業等の際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。

11 喫煙場所

業務関係者の喫煙は、指定した場所において行い、喫煙後は消火を確認する。

12 出入り禁止箇所

業務に関係ない場所及び室への出入りは禁止する。

第4節 業務の実施

1 業務の実施

業務は、契約図書並びに業務計画書及び施設担当者の指示に従って適切に行うとともに、次による。

- (1) 業務の一工程が終了したときは、当該業務に関連する部分の後片付け及び清掃を行う。
- (2) 業務の実施に伴い、作業の対象又はその周辺に汚損等の損害を与えた場合は、受注者の責任において復旧する。また、受注者の過失により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

2 業務担当者

業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

3 代替要員

業務内容により代替要員を必要とする場合には、あらかじめ施設管理担当者に報告し、承諾を得るものとする。

4 服装等

- (1) 業務関係者は、業務及び作業に適した服装、履物で作業を実施する。
- (2) 業務関係者は、名札又は腕章を着けて業務を行う。

5 施設管理担当者の立会い

次の場合は、施設管理担当者の立会いを受けること。また、受注者側から施設管理担当者の立会いを求める場合は、予め申し出ること。

- (1) 施設管理担当者の確認が立会いにより行われる場合
- (2) その他、特に施設管理担当者から求めがあった場合

6 業務の報告

- (1) 業務の実施状況及び結果等の記録を報告書としてまとめ、速やかに施設管理担当者に提出する。なお、報告書には、それらの状況等を示す写真又は図面等を添付する。
- (2) 報告書の提出方法及び提出の時期等については、特記又は施設管理担当者の指示による。

第5節 業務の検査

受注者は、契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときは次の書類を提出し、発注者の指示したものが行う業務の検査を受けるものとする。

- (1) 業務報告書（作業実施報告書、作業日誌等）
- (2) 完了報告書（業務がすべて完了した場合）

第6節 業務に伴う廃棄物の処理等

1 廃棄物の処理等

業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、原則として受注者の負担とする。ただし、特記により定められている場合はそれに従う。

2 産業廃棄物等

業務の実施に伴い発生した産業廃棄物等のうち、受注者の負担としているものにつ

いては、関係法令等を遵守し適正に処理すること。

第7節 建物内施設等の利用

1 居室等の利用

- (1) 供用室及び供用物は、業務責任者の管理のもと、これらを使用する。
- (2) 供用室及び供用物を汚損等の損害を与えた場合は、受注者の責任において復旧する。

2 供用施設の利用

- (1) 建物内の便所、エレベーター、食堂等の一般供用施設は、利用することができる。
- (2) 建物内の浴室、シャワー室、休憩室等は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて使用することができる。

第8節 作業用仮設物及び持ち込み資機材等

1 作業用足場等

- (1) 足場、仮囲い等は、受注者の負担とする。
- (2) 足場、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとする。

2 持ち込み資機材の残置

受注者が持ち込む資機材は、原則として毎日持ち帰るものとする。ただし、業務が複数日にわたる場合であって、施設管理担当者の承諾を得た場合には残置することができる。なお、残置資機材の管理は、受注者等の責任において行う。

3 危険物等の取扱い

業務で使用する薬品、その他の危険物の取扱いは、関係法令等による。

第2章 保守，点検及び清掃

第1節 一般事項

1 点検の範囲

- (1) 点検の対象部分，数量等は，特記による。
- (2) 特記した対象部分について共通仕様書に示す点検内容を実施し，その結果について報告する。なお，特記した対象部分以外であっても，異常を発見した場合には，施設管理担当者に報告する。

2 保守の範囲

定期点検及び臨時点検の結果に応じ実施する保守の範囲は，次のとおりとする。

- (1) 汚れ，詰まり，付着等がある部品又は点検部の清掃
- (2) 取り付け不良，作動不良，ずれ等がある場合の調整
- (3) ボルト，ねじ等で緩みがある場合の増し締め
- (4) 次に示す消耗部品の交換又は補充
 - ア 潤滑油，グリス，充填油等
 - イ ランプ類，ヒューズ類
 - ウ パッキン，ガスケット，Oリング類
- (5) 接触部分，回転部分等への注油
- (6) 軽微な損傷がある部分の補修
- (7) 塗装（（タッチペイントによる部分的な塗装補修とし，ホルムアルデヒド放散等級F☆☆☆☆の防錆ペイントを使用する。））
- (8) 支給部品による簡単な部品交換
- (9) その他これらに類する軽微な作業

3 点検の実施

- (1) 点検を行う場合には，あらかじめ施設管理担当者から劣化及び故障状況を聴取し，点検の参考とする。
- (2) 点検及び保守を行うに当たっては，作業の対象又はその周辺に汚損等の損害を与えることのないよう，適切な養生を行う。
- (3) 点検は，原則として目視，触接又は軽打等により行う。
- (4) 測定を行う点検は，定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
- (5) 異常を発見した場合には，同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。
- (6) 保守は，点検の結果に基づき，劣化又は異常の状態に見合った適切な措置を受注

者の責任においてとるものとする。ただし、劣化又は異常の状態が著しく、保守の内容が高度又は専門の技術等を要すると判断される場合は、施設管理担当者と協議する。

4 周期の表記

定期点検の周期の表記は、次による。

- (1) 1Mは、1月に1回行うものとする。
- (2) 6Mは、6月に1回行うものとする。
- (3) 1Yは、1年に1回行うものとする。

5 支給材料

保守に用いる次の消耗品、付属品等は、特記がある場合を除き、受注者の負担外とする。

- (1) ランプ類
- (2) ヒューズ類

6 応急措置等

- (1) 点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により、応急措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。
- (2) 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。
- (3) 応急措置、危険防止措置にかかる費用は、施設管理担当者との協議による。

7 故障等の対応

設備機器等について故障等が発生し、施設管理担当者の指示があったときは、直ちに作業員を派遣し、故障等の原因を調査、報告するとともに、適切な措置をとる。

8 点検及び保守に伴う注意事項

- (1) 点検及び保守の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。
- (2) 点検及び保守の実施に当たり、仕上材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。
- (3) 受託者は、エネルギー使用の適正化、温室効果ガス排出の削減に関する、発注者からの協議には専門的見地から誠実に対応し、管理標準等の運営に関しての助言等を行うこと。

第2節 点検内容

1 受水槽及び高置水槽（高架水槽）の点検及び清掃

1-1 点検

点検項目、点検内容、周期は1Yとする。

表1 受水槽及び高置水槽（高架水槽）

点検項目	点検内容
1. 基礎・固定部	①亀裂、沈下等の有無を点検する ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。 ③架台のさび、腐食等の有無を点検する。 ④架台のたわみ及び基礎部隙間の有無を点検する。 ⑤基礎部の水平度、不等沈下等を確認する。
2. 外観の状況【外部ケーシング】	①水漏れ及び外面のさび、腐食、損傷等の有無を点検する。 ②接合金具及び接合ボルトの緩み、腐食等の有無を点検する。 ③内外部補強材の緩み、変形及び内面の腐食、損傷等の有無を点検する。 ④マンホールの密閉状態及び施錠の良否を点検する。
3. 付属装置	
a. ボールタップ及び定水位弁	①浸水、変形、損傷等の有無及び作動の良否を点検する。 ②水の供給を停止したとき、水漏れ及び衝撃のないことを確認する。
b. 水面制御及び警報装置【フロートスイッチ、レベルスイッチ、電極棒】	①汚れ、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。 ②水位電極部、パイロット管等の接続部の緩み及び腐食の有無を点検する。 ③作動の良否を点検する。
c. 塩素滅菌器	ボール弁及びサイホンブレーカーの作動の良否を点検する。
4. 配管	①変形、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。 ②防虫網の詰まり、腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。 ③配管支持の固定点の位置が適切か確認する。 ④フレキシブルジョイントにより、配管の振動又は揺れがタンク本体に伝播していないことを確認する。

1-2 清掃

(a) 清掃の一般事項は、次による。

- (1) 作業者は、6カ月以内に健康診断を受けた者で健康な者を選任すること。
- (2) 作業衣及び使用器具は、水槽の掃除専用のもとする。又、作業にあたっては、作業が衛生的に行われるようにする。

- (3) 水槽内の照明，換気等に注意して事故防止を図る。
- (4) 高置水槽がある場合は，当該清掃は受水槽の清掃と点検を同日に行う。
- (5) 清掃の周期は，特記がなければ年1回とする。
- (b) 清掃作業は次による。
 - (1) 高置水槽がある場合には，当該清掃は受水槽の清掃を行った後に行う。
 - (2) 水槽内の沈殿物質及び浮遊物質並びに壁面に付着した物質を除去し洗浄する。壁面等に付着した物質の除去は，水槽の材質に応じ，適切な方法で行う。
 - (3) 洗浄に用いた水は，完全に水槽外に排除するとともに，水槽周辺の清掃を行う。
 - (4) 清掃終了後，水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさびなどが水槽内に流入しないようにする。
- (c) 消毒は，次による。
 - (1) 清掃終了後，消毒薬を用いて2回以上水槽内の消毒を行う。
 - (2) 消毒薬は，有効塩素 50～100mg 濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
 - (3) 消毒は，水槽内の全壁面，床及び天井の下面について，消毒液を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹付けるか，ブラシ等を利用して行う。
 - (4) 消毒に用いた排水は，完全に水槽外に排除する。
 - (5) 消毒終了後は，水槽内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。
- (d) 消毒後の水洗い又は水槽内への上水の注入は，消毒終了後少なくとも 30 分以上経過してから行う。
- (e) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」，「下水道法」等の規定に基づき，適切に処理する。
- (f) 水槽の水張り終了後，給水栓及び高置水槽（無い場合は受水槽）における水について，水質検査（濁度，色度，味，におい）及び残留塩素の測定を行う。（高置水槽において遊離残留塩素が0.2ppm以上を確認して給水を開始すること。）なお，長期休暇明けに利用する場合は，水質検査及び残留塩素の測定を行なう。

2 給水ポンプの点検

- (a) 本項の給水ポンプは，揚水ポンプ，小型給水ポンプユニット，及び給湯ポンプ（以下「陸上ポンプ」という。），並びに深井戸ポンプに適用する。
- (b) 陸上ポンプの点検項目，点検内容，周期は表2-1による。
- (c) 深井戸ポンプの点検項目，点検内容，周期は表2-2による。

表2-1 陸上ポンプ

点検項目	点検内容	周期
1. 基礎・固定部	①固定金具及び固定ボルトの緩み，変形，腐食等を点検する。	6 M
	②防振装置の変形，劣化等の有無を点検する。	6 M

2. 外観の状況	①グラウンド漏れが正常であることを確認する。	6 M
	②シェルの結露水、グラウンド漏れ等の排水が排水管に流れていることを点検する。	6 M
	③腐食、損傷及び水漏れの有無を点検する。	6 M
	④軸継手ゴムの損傷等の有無を点検する。	6 M
	⑤ベルトの損傷等の有無を点検する。	6 M
	⑥軸継手の芯出しの良否を点検する。	6 M
	⑦ポンプの吸込圧力及び吐出し圧力が許容範囲内にあることを確認する。	6 M
3. 電動機	①電動機が外部より調査できる場合は、発熱の異常の有無を点検する。	6 M
	②回転方向が正しいことを確認する。	1 Y
	③絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y
	④運転電流が、定格値以下であることを確認する。	6 M
4. 制御機器 【小型給水ポンプユニットに限る。】		
	a. 制御	
	①電磁開閉器の接点の劣化の有無を点検する。	6 M
	②表示ランプの点灯の良否を点検する。	6 M
	b. 圧力発信機	
	①正常値を示していることを確認する。	6 M
	②機能の異常の有無を点検する。	6 M
5. 圧力タンク 【小型給水ポンプユニットに限る。】	①腐食、損傷、水漏れ等の有無を点検する。	6 M
6. フート弁及び逆止弁 【揚水ポンプ及び給湯ポンプに限る】	②封入ガスの圧力が規定値にあることを確認する。	6 M
	開閉状態の良否を点検する。	6 M
7. 圧力計、連成計又は真空計	①腐食及び損傷の有無を点検する。	1 Y
	②正常値が正常であることを確認する。	1 Y
8. 運転調整	①運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。	1 Y
	②運転電流が定格以下であることを確認する。	1 Y

表 2 - 2 深井戸ポンプ

点検項目	点検内容	周期
1. 本体	①締切圧力及び吐出し圧力が許容範囲内であることを確認する。	6 M
	②単位時間の揚水量を確認する。	6 M
2. 電動機	①絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	6 M
	②運転電流が、定格値以下であることを確認する。	6 M
3. 自動空気抜弁	①水漏れの有無を点検する。	6 M
	②空気が確実に抜けることを確認する。	6 M
4. ケーブル	①損傷等の有無を点検する。	1 Y
	②絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	6 M
5. 連成計又は圧力計	①腐食、損傷等の有無を点検する。	1 Y
	②正常値を示していることを確認する。	1 Y
6. 運転調整	①運転時における電圧変動が規定値であることを確認する。	1 Y
	②運転電流が定格以下であることを確認する。	1 Y

3 ガス湯沸器及び貯湯式ガス湯沸器

ガス湯沸機及び貯湯式ガス湯沸機の点検項目及び点検内容は、表3による。

表3 ガス湯沸機，貯湯式ガス湯沸機

点検項目	点検内容	周期
1. 固定部	固定金具及び固定ボルトの緩み，変形，腐食等を点検する。	1 Y
2. 外観の状況	①外筒の汚れの有無を点検する。	1 Y
	②さび，腐食等の有無を点検する。	1 Y
	③内筒の湯垢の付着の有無を点検する。	1 Y
3. 弁又は栓	①ガス及び水漏れの有無並びに開閉の良否を点検する。	1 M
	②逆止弁，逃し弁及び減圧弁の作動の良否を点検する。	1 M
4. 温度調節ハンドル	弁又は栓に異常のない事を確認のうえ口火を点火し，ハンドルを調節して給湯温度が規定の範囲内にあることを確認する。	1 M
5. 口火及びバーナー	①口火及びバーナーの点火の良否を点検する。	1 M
	②炎の色，長さ，燃焼音等の燃焼状態の良否及びガス臭の有無を点検する。	1 M
	③ノズルの詰まりの有無を点検する。	1 Y
	④ガス圧の適否及び排気状態の良否を点検する。	1 Y
6. 吸熱板	すすの付着の有無を点検する。	1 Y
7. 安全装置	①オリフィス及びダイヤフラムの作動の良否を点検する。	1 Y
	②排気ファンが停止した場合に燃焼機へのガスの供給を自動的に遮断する装置を設けている場合にはその作動の良否を点検する。	1 M
8. ボールタップ (貯湯式に限る)	①浸水，変形及び水漏れの有無を点検する。	1 Y
	②作動の良否を点検する。	1 M
9. 配管接続部	①ガス及び水漏れの有無を点検する。	1 Y
	②変形，腐食，損傷等の劣化の有無を点検する。	1 Y

4 電気温水器

電気温水器の点検項目及び点検内容は、表4による。

表4 電気温水器

点検項目	点検内容	周期
1. 固定部	固定金具及び固定ボルトの緩み，変形，腐食等の有無を点検する。	1 Y
2. 外観の状況	①外筒の汚れ，詰まり等の有無を点検する。	1 Y
	②腐食（さび）等の有無を点検する。	1 Y
	③内筒の湯垢の付着を点検する。	1 Y
3. 発熱体（ヒーター）	絶縁抵抗を測定し，その良否を確認する。	1 Y
4. 温度調節器	給湯温度が規定の許容範囲以内であることを確認する。	1 Y
5. 過熱防止器	自動的に遮断する装置を設けている場合は，その作動の良否を確認する。	1 Y
6. ボールタップ (貯湯式に限る)	①浸水，変形及び水漏れの有無を点検する。	1 Y
	②作動の良否を点検する。	1 Y
7. 配管	①水漏れの有無を点検する。	1 Y
	②変形，腐食，損傷等の有無を点検する。	1 Y
8. 弁及び付属品	①水道用減圧弁及び逃がし弁の作動の良否を点検する。	1 Y
	②タイマーの作動の良否を点検する。	1 Y